

## 第1回富山市民営化対象保育所及び引受法人選考委員会 議事録

- 1 開会（14時～）
- 2 こども家庭部長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 定足数（委員の過半数、6人）の確認  
委員10人出席（若山委員所用により欠席）
- 5 議事
  - (1) 委員長の選出（野尻委員を委員長に選出）  
諮問（中村部長から野尻委員長へ諮問書を渡す）
  - (2) 委員長職務代理者の指名（委員長より宮田委員を指名）
  - (3) 保育所民営化のこれまでの状況について

### 【事務局から説明】

- ・公立保育所の民営化は、保護者の多様なニーズに対応するため、公私の役割を明確にし、民間活力を活用して2時間延長保育や休日保育などの特別保育の拡充を図り、より利用しやすい保育所作りを進めることを目的としている。
  - ・平成15年度の針原保育所の民営化から平成27年度の笹倉保育所まで24か所を民営化してきている。
  - ・平成30年度に民営化する石金保育所においては、現在引継ぎを実施しているところである。
  - ・平成23年3月にこの選考委員会から公立保育所の民営化について
    - ①保護者は民営化に対して一定の評価をしており、公私の役割を考えると、民営化の選定基準を変更する必要はない。
    - ②一定程度の民営化が進んできたので今後はペースダウンすべきだと考えるが、延長保育などの特別保育のニーズがまだまだあることから、これからも民営化は必要である。
    - ③今後の民営化については、施設改築等により民営化選定基準に適合する保育所として整備した時点で、その個別保育所において協議していくことが望ましい。との提言をいただいております、基準を満たす保育所が整備されたことから今回協議をお願いするものである。
- (4) 民営化対象保育所の選考について

### 【事務局から説明】

- ・民営化対象保育所選定基準を満たす保育所は西田地方保育所と豊田保育所である。
- ・経営的要件については、両園とも定員規模が大きく安定した経営が見込まれるほか、大規模な宅地開発等により若い世帯の増加が見込まれ、新たな保育需要が発生する地域である。
- ・規模的要件については、4月1日現在において、西田地方保育所は3か年平均で95.0%、豊田保育所は92.9%となっている。

- ・ 地域的要件については、就学前児童数が3年前と比較して西田地方校下は98.7%、豊田校下は95.5%となっている。
- ・ 子ども子育て支援事業計画で定めるブロック内において、西田地方保育所においては公立で4園、私立で8園がある。豊田保育所においては公立で2園、私立で10園がある。
- ・ 特別保育等への対応については資料に記載のとおりである。
- ・ 敷地・建物等の要件については、用地はどちらも市有地であり、残存年数は西田地方法育所において48年、豊田保育所において49年である。また、どちらも早期の改築や改修の必要はなく駐車場も十分確保されており、建ぺい率は40%以下である。

### 【意見・質疑応答】

- 委員 豊田保育所の民営化について、富山保育所と300メートルの距離であるが、富山保育所の定員や入所人数は何人なのか。
- 事務局 定員は90名であり、入所者数は11月1日現在で92人である。
- 委員 豊田校区において、若者が減少しているが、大規模な宅地開発はいつ頃なのか。
- 事務局 東富山駅の近くにおいて開発が進んでおり、4、5年先くらいに完成と聞いている。
- 会長 民営化についてはどう思うか。
- 委員 選定基準に適合しているので2か所民営化でいいのではないかと。
- 委員 条件は揃っているので問題ない。人口減少が大きな問題としてあるので、人口を増加できるような幼児教育や保育環境の整備が重要である。フランスは子育て環境を整備することで人口減少の対策に成功している。民営化については今までの延長ではなく、人口増につながるような運営をしてもらいたい。民営化については賛成である。
- 委員 富山市全体としては、ほとんど人口は減少していないが、地域によっては減少が大きい。
- 委員 公私の割合を配慮するとあるが、西田地方保育所と豊田保育所などは公私の比率が違おうとおもうが。
- 事務局 公私の比率よりも、ニーズに対する特別保育の拡充や受け皿の確保が重要である。地域の実情により公私の割合は異なってくる。
- 委員 2か所とも経営的要件も満たしていると考え。民営化はいたしかたない。
- 委員 立地においても経営的にも問題ない。
- 委員 若い世帯については国も大きな支援をしている。なぜ民営化をする必要があるのか。公立でできないこともあれば、公立のいいところもある。民間だと将来的な不安もある。その辺を説明して欲しい。

- 事務局 ニーズに応えるため公私の役割分担をしっかりと考えることが大事である。安定的に経営できるところは私立でもいい。2時間延長保育や休日保育はなかなか公立では難しい。民間の活力を利用しながら利用しやすい保育所作りを進めていくことを目的としている。
- 委員 少子化問題については保育環境だけではなく、社会全体で考えていく問題である。そのために、まずここでできることとして、利用しやすい、ニーズに応える環境を整備することが大事であり、民営化することでスピード感を持って対応することができる。
- 地域によって公立の役割も重要である。

**【委員長による採決】**

- ・西田地方保育所と豊田保育所を民営化対象保育所として決定

(5) 引受法人選考基準について

**【事務局から説明】**

- ・現行の引受法人選考基準においては社会福祉法人を想定して作成されている。
- ・新制度が始まり、幼稚園から認定こども園に移行する施設も多くなっていることから学校法人等も含めて考えていきたい。
- ・委員のご意見をいただきながら引受法人選考基準の改定案を検討していきたい。
- ・ご意見等がある方については、様式や方法は問わないので、来年の1月中旬位を目途とし事務局まで提案して欲しい。

6 次回の日程について

- ・平成29年11月27日（月）午後14時～ 答申の策定

7 閉会（15時）

## 第2回富山市民営化対象保育所及び引受法人選考委員会 議事録

### 1 開会（14時～）

### 2 定足数（委員の過半数、6人）の確認

委員10人出席（宮田委員所用により欠席）

### 3 議事

#### 富山市立保育所の一部民営化に係る対象保育所の選考についての答申

##### 【事務局から説明】

- ・答申（案）を読み上げて説明。

##### 【質疑応答等】

- |     |   |
|-----|---|
| 委員  | 西田地方保育所と豊田保育所の記載の順番はこれでいいのか。  |
| 事務局 | 市の認可の順であり、市で管理している施設番号の順になっている。   |
| 委員  | 上昇が見込まれると記載があるが、民営化は多様なニーズに対応するためであるため、多様化という記載を加えるといいのではないか。                       |
| 事務局 | 意見を踏まえて記載を改めたい。   |
| 委員  | 校区外からの入所が見込まれるという記載は意図が分かりにくい。  |
| 事務局 | 意見を踏まえて検討したい。   |
| 委員  | 西田地方保育所において、今現在婦中地域から何名入所しているのか。  |
| 事務局 | 後日報告します。  |
| 委員  | 校区、地域、区域という言葉の使い方について、整合性をとっておく必要がある。また校区は変更されることもある。                               |
| 事務局 | 意見を踏まえて検討したい。   |
| 委員  | 校区内外という言い方もあるのではないか。  |
| 事務局 | 意見を踏まえて検討したい。   |
| 委員  | これまでの民営化とは。   |
| 事務局 | 前回もご説明したが、平成15年度の針原保育所から、平成30年度の石金保育所まで25か所である。                                     |
| 委員  | 民営化したら保育士はどういう対応なのか。  |
| 事務局 | 保育所には配置基準があり、富山市は正規率が90%程度である。民営化した場合においては、他の保育所に配置することになり、他の保育所において受け入れ人数の増加につながる。 |

##### 【委員長による採決】

- ・委員から意見のあった点を踏まえ、修正した答申を市長に提出する。

##### 【事務局から説明】

- ・今後の日程について

平成29年11月30日（木）午後13時30分～ 答申の提出

野尻委員長

### 4 こども家庭部長挨拶

### 5 閉会（15時）

- 1 開会（10時から）
- 2 こども家庭部長挨拶
- 3 富山市民営化対象保育所及び引受法人選考委員会に関する規定について説明  
定足数（委員の過半数、6人）の確認。全委員出席
- 4 議事
  - (1) 諮問（中村部長から野尻委員長へ諮問書を渡す）
  - (2) 「引受法人選考基準」の一部改正について

**【事務局から説明】**

- ・現在、本市の私立の保育施設においては、ほとんどが認定こども園となっており、その運営主体は社会福祉法人のほか、学校法人及び公益財団法人である。また、公益法人であることから、民営化の条件としている建物の無償譲渡、土地の無償貸付を行っても、公益性は担保されているため問題ないとする。以上のことから、引受法人を広く募集するため、引受法人選考基準の対象法人に、現行の社会福祉法人に加え、富山県内で保育所等を運営している学校法人、公益社団法人及び公益財団法人を追加するもの。
  - ・平成29年4月から社会福祉法等の一部を改正する法律が全面施行された。その主な内容として、法人のガバナンス強化、議決機関としての評議員会の必置、行政の関与のあり方などが定められている。こうしたことから、募集の要件として法人の人事を条件に入れることは不相当と考えており、法人の理事に地域の代表者を1名以上含めること、その半数以上が市内に住所を有することという条件を削除する。
  - ・理事の要件を削除したことから、地域や保護者の意見や要望を引受法人に反映させるため、地域の自治振興会、町内会、保護者会の代表者等から保育所の運営に対する意見・要望を聞くための機関の設置を条件に追加するもの。
- (3) 「富山市立保育所の移管に係る引受法人募集要領」の一部改正について

**【事務局から説明】**

- ・今回改正案としてお示ししている引受法人選考基準に基づき募集要領も改正するもの。
- ・その他の項目として、法人は、移管後の運営状況等について、富山市の求めに応じて報告を行うとともに、立入調査の必要が生じたときには協力することを追加するもの。

**【(2)及び(3) 質疑応答等】**

- |     |  |
|-----|--|
| 委員  | 学校法人が引受法人となった場合、民営化後、認定こども園としてスタートすることになるのか。 |
| 事務局 | 保育所を移管するので、保育所としてスタートすることになる。                |
| 委員  | 公益社団法人及び公益財団法人で対象となる法人はどのくらいあるの              |

か。

事務局 富山市内において、公益財団法人が1法人対象となる。

委員 保育所の運営に対して意見・要望をすることのだが、保育所の運営とは具体的にはどのようなことか。

事務局 スモッグの金額や、園児の布団の用意の仕方などの細かいところから、特別保育への要望等、保護者や地域の方の保育所に対するすべての意見・要望を想定している。

委員 保護者や地域の方から意見を聞くための機関の設置は、保護者や地域の保育内容に対する意見や要望をしっかりと反映させてもらえる法人を選ぶことになり、保育の質の向上の観点からも、いい改正だと思う。

事務局 意見を聞くための機関について、今まで移管したところについてはどう考えるのか。

事務局 選考した当時の条件にはなかったことや、民営化運営協議会等で意見交換をしてきていることから、すでに選考されている法人に対して機関の設置は求めない考えである。

委員 今まで民営化した中でも、複数の施設を引き受けている社会福祉法人がでてきている。一定のレベルを保てる法人であれば、募集対象を広げるために学校法人等の法人を追加することは問題ないと思う。

## 【(2)及び(3) 委員長による採決】

- ・原案どおり了承する。

## (4)「引受法人選考基準に基づく評価シート」について

### 【事務局から説明】

- ・今までの選考時において、実績を評価する項目の比重が大きすぎるというご意見があったことから、法人自らが認可保育所を創設した実績があるか、公立保育所を民営化により引き受け、運営した実績があるか、の項目を削除するもの。
- ・保育所運営にあたり、保護者や地元関係者と積極的に話し合いの場を設け、地域に根ざした保育所づくりに努めること、の項目の配点を上げるもの。
- ・職員配置において、市から派遣する保育士の派遣終了後の保育士の確保について、目途がたっているか、の項目の配点を上げるもの。
- ・委員のみなさんの意見を反映した評価シートを作成していきたいと考えているため、今回お示した案以外についてもご意見があれば聞かせていただきたい。

### 【(4) 質疑応答等】

委員 意見を聞くための機関の設置が義務付けられるため、保護者や地元関係者と積極的に話し合いの場を設け、地域に根ざした保育所づくりに努めることの項目はどう評価するのか。

委員 地元からの要望書の中に、給食の項目があるが、保育環境に急激な変

- 化をきたさないように言っている中に給食も含まれるのか。
- 委員 職場環境の改善として、保育士の定着、離職防止のための取り組みについて、評価の配点を上げたかどうか。
- 委員 市職員の派遣終了後の採用状況などについて、どのように判断するのか。
- 委員 法人の経営状況は安定しているのか、という項目については事務局の方で判断しやすい資料を作成してほしい。
- 事務局 評価シートについては、委員の皆様が引受法人を選考していただく際の基準となるものである。本日いただいた意見及び、今後いただくご意見を十分に検討しながら評価シートの案を示させていただきたいと考えている。

#### 【(4) 委員長より】

- ・ 5月から募集が始まるため、各委員においては、意見がある場合は3月中に事務局に連絡して欲しい。

#### (5) 今後の事務日程

##### 【事務局から説明】

- ・ 3月中に西田地方保育所及び豊田保育所の引受法人募集についての概要及び募集説明会の案内
- ・ 4月に募集説明会
- ・ 5月に施設見学会
- ・ 5月下旬から7月中旬にかけて募集受付
- ・ 7月下旬から8月中旬にかけて選考委員会を開催し、引受法人の決定
- ・ 上記のようなスケジュールを予定している。

#### (6) 答申について

- ・ 今回の内容を踏まえ、委員長に答申書の作成を一任することで各委員が了承。

#### 5 閉会（11時15分）